

未来につなぐ大イチョウ架け橋募金募集要項

1 趣旨

兵庫県の天然記念物に指定されている佐用町の大イチョウは樹齢1,000年以上の古木で、町の中心部を見下ろす高台にあり、佐用町のシンボルとして、長年にわたり町民に親しまれてきました。前回の保全作業から15年以上が経過し、過去に治療した落雷等による傷の腐朽が進み、大きく伸長した枝を支えきれず、折れたり倒れたりする危険性が高まっているため、剪定や補強など早急な対策が必要な状況となっています。このため、専門家による診断および治療・保全を行い、後世に継承していくことを目的として募金を実施します。

2 募金の名称

『未来につなぐ大イチョウ架け橋募金』

3 実施主体

本募金は佐用町が主体となり、町が一体的に実施します。

4 募金の使途

本募金は、樹冠の重量負担を軽減するための剪定及び樹形を維持するための架空支柱やベルトの追加・更新を実施するなど大イチョウの保全、維持管理等に要する経費に充てます。

なお、必要経費を上回る募金が集まった場合は、大イチョウの今後の維持管理や関連する保全活動に活用するほか、町内の文化財や天然記念物等の維持管理及び保全活動に要する経費に充てることができるものとします。

5 募集期間

令和8年8月1日から令和10年2月29日まで

6 募金方法

町内各所に設置する募金箱への寄附及び金融機関での振り込みによる寄附を受け付けます。

7 寄附金の帰属

募金箱により寄せられた寄附金は、すべて佐用町への寄附として取り扱い、一般会計に受け入れます。

8 現金管理

募金箱の設置および管理、寄附金の回収・保管については、佐用町が責任をもって適正に行い、速やかに歳入として処理します。

9 税制上の取扱い

本募金は佐用町への寄附として取り扱われますが、募金箱による寄附については原則として寄附者の特定ができないため、寄附金控除の対象となりません。

※寄附金控除を希望される場合は、領収書が必要となります。金融機関での振り込みによる方法をご案内しますので、事前に事務局へご連絡ください。

10 情報公開

募金の状況および事業の進捗については、町ホームページ等により公表します。

11 問い合わせ先

佐用町教育委員会事務局教育課企画総務室

電話：０７９０－８２－２４２４ メール：kyoi-somu@town.sayo.lg.jp